

平成 23 年 4 月 4 日

経営事項審査の審査基準の改正に伴う総合評定値の取り扱いについて

平成 22 年 10 月 15 日に経営事項審査申請の審査基準の改正が行われ、平成 23 年 4 月 1 日から施行されます。

平成 23 年 4 月以降発注の本市入札案件においては、現行基準・新基準のいずれに基づくかに関わらず、参加申請時点で電子入札システムに登録済みの総合評定値を基に参加の承認を行います。

神奈川県では「現行基準の審査結果通知に対する新基準による再審査の申請」があった場合、改正日以降 7 月までの間に受け付けるとしています。

県ホームページ／経営規模等評価申請・総合評定値請求お知らせ（外部サイト）

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kensetugyo/sinsa/keisin.htm>

この再審査申請により、新基準に基づく総合評定値の通知を受けた横須賀市競争入札参加資格登録事業者が、本市電子入札システム経審情報（総合評定値）を新基準の総合評定値に変更を希望する場合は、「市のホームページ → 書式屋本舗（申請書類ダウンロード） → 財政部契約課の書式」にある**競争入札参加資格変更申請書（総合評定値）**に新基準の総合評定値通知書を添付し、契約課へご提出（郵送可）ください。

申請に基づき新基準の総合評定値に登録情報の変更を行います。変更対象は電子入札システムに登録している総合評定値すべてを新基準に変更する場合に限り（一部の建設業種のみの変更はできません）。

変更内容の反映には申請書を受け付けてから 5 日～12 日程度かかります。

変更申請を行わない場合でも、次回更新時まで現在登録済みの総合評定値で本市の入札参加は可能です。平成 23 年 4 月以降に経営事項審査申請を行った場合は、すべて新基準に基づく総合評定値の通知を受けることとなるため、本市電子入札システムの経審情報の変更申請は必要に応じて各事業者の判断で行ってください。

神奈川県知事以外に建設業許可を受けている事業者についても同様の取り扱いとします。「新基準による再審査の申請」の可否・期間等は各許可官庁へお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

横須賀市財政部契約課

電 話：046 - 822 - 9791

F A X：046 - 822 - 3839

E-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp